

傍 聴 申 込 書

江東区みどりの基本計画後期改定委員会委員長 殿

江東区みどりの基本計画後期改定委員会を傍聴したいので申込みます。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

【傍聴できない方】

- ① 酒気を帯びている方
- ② 凶器等の危険物又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している方
- ③ 委員会の運営を妨害する恐れがあると認められる方

----- (切り取らずに、そのまま提出してください) -----

傍 聴 券

令和 年 月 日

殿

江東区みどりの基本計画後期改定委員会の傍聴に際しては、下記の事項をお守りください。

江東区みどりの基本計画後期改定委員会

【傍聴券の提示と返還】

- (1) 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、係員に提示し傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員にお返しください。

【禁止行為】

- ① 委員会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- ② 騒ぎ立てる等、委員会の進行を妨害すること。
- ③ 飲食し、又は喫煙すること。
- ④ はち巻き、腕章の類をする等、示威的行為をすること。
- ⑤ 許可なく写真、画像等を撮影し、又は録音すること。
- ⑥ その他、委員会の秩序を乱し、又は委員会の運営の妨害となるような行為をすること。

傍聴人が、以上の行為をすることを禁止します。違反した者には、委員長が退場を命ずることがあります。

【その他】

- (1) 委員長は、委員会の進行上必要があると認めたときは、傍聴人に退場を命ずることがあります。
- (2) 委員長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場してください。